

設問で言ってないけど、

要は、国家賠償法のページに書いてることを使って答えろってこと。

4の肢

後段

「**上司等**の故意過失が要件」

いや、

なにかしらをやらかした**公務員**の故意過失があれば、親である国が代わりに責任取る、

代位責任が 国家賠償の本質ですよ？

5の肢

後段

「会計法の規定は適用されず、民法」

ト急所ですよ、

参考書に書いてるはず

どこに？

行政法総論

行政法の適用範囲のテーマの判例ですよ～

何度も過去問で見ましたよね？（笑）

そこと同じことが、問題が変わって出てるだけ。

あなたは、普段、本番問わず、

「会計法と民法がどうこう」ってフレーズを見た瞬間、

参考書の行政法の適用範囲のテーマに書いてあったことを

いつでも思い出せますか？

思い出せないなら、勉強方法が間違えてる、

「会計法と民法がどうこう」は

ホットスポットフレーズですよ、

こういう特徴的なものと、自分が友達になれてるから

本番中、安心して 60 問、3 時間、頭が働き続けるのだ。